

市民劇団 演劇やまと塾 会則

第1条 [名称]

本会は「市民劇団 演劇やまと塾」と称する。

第2条 [目的]

本会は、演劇の公演活動のための研修を行うと同時に、演劇・演劇的手法を通して、教育団体・福祉団体・地域活動へボランティアとして貢献することを目的とする。

第3条 [事業]

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、 演劇に関する研修
- 2、 演劇公演
- 3、 演劇・朗読等によるボランティア活動

第4条 [定例会]

原則、毎月の第1・3日曜日の午後、第4土曜日の午後に定例会を行う。定例会では、演劇に関する研修を行うと同時に、必要な場合には、会の運営・活動について話し合う。

第5条 [公演]

本会では、研修成果の発表の機会として公演を行う。また、各種福祉団体・地域活動団体等から要請を受けた場合、公演（演劇・朗読・その他）を行う。

第6条 [会費]

- (1) 会費は1ヶ月 2000円とする。学生（大学・専門学校在学中まで）は1ヶ月 1500円とする。入会金は1000円とする。
- (2) 休部について
会員は休部中も会費を納入する。休部中の会費は月 500円とする。
ただし以下の3項目についてはそれを免除する。
① 介護・病気入院 ② 学生 ③ 役員会で認めた者
- (3) 会費は講師謝礼・会の運営費に当てる。別に、資料代・教材費は実費徴収する。公演参加費も別途納入する。

第7条 [代表及び副代表]

代表は本会を代表し、会務を統括する。副代表は代表を補佐し、代表がその任を果たせないときはその職務を遂行する。

第8条 [運営役員]

代表・副代表のほか下記の運営委員を置く。

- 1、 会計
- 2、 書記（助成金申請・活動記録・ブログ担当）
- 3、 監査
- 4、 アドバイザー

第9条 [予算及び決算]

本会の予算は、総会において決定する。代表は毎会計年度終了後、決算報告書を作成し、定例会で承認を得なければならない。

第10条 [会計年度]

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 [総会の成立]

総会は会員の過半数をもって成立する。

第12条 [会則の変更及び解散]

本会則を変更または、解散するには、定例会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

付則 この会則は平成18年11月1日より施行する。

平成19年3月28日 一部改定

平成20年4月19日 一部改定

平成21年4月26日 一部改定

平成22年4月25日 一部改訂

平成24年4月29日 一部改訂

平成25年4月27日 一部改定